

# 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例（平成19年3月県条例第25号）第13条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して、具体的に配慮する事項を示し、もって防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理するものに対し、道路等の防犯性の向上のため設備上及び管理上配慮すべき事項を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路構造令等関係法令、計画上の制約、道路等の整備状況、地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (4) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備を図るよう努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

### 1 見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

### 2 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「我々のまち」であるという強い意識を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

### 3 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

フェンス、柵等を設置すること等により犯罪企図者の侵入を制御し、犯行の機会を減少させる。

## 第3 配慮すべき事項

### 1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

#### (1) 歩道と車道の分離

道路の構造、周辺の状況等を勘案し、必要に応じて、防護柵や植栽等により歩道と車道を分離する。

#### (2) 見通しの確保

ア 工作物（看板、道路標識等をいう。）を設置しようとする場合には、工作物等が見通しを妨げないように設置する。

イ 道路の植栽の下枝等が周囲から道路への見通しを妨げないように剪定・伐採を行う。

ウ 冬期間の降雪時には除排雪により見通しを妨げないように配慮する。

(3) 照明設備

道路照明灯の設置に当たっては、可能な範囲で、光害にも注意しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。

また、防犯灯（注3）の設置のための道路の占用については、交通安全上支障のない範囲においてその許可について最大限配慮する。

(4) 防犯設備

防犯上特に注意を払うべき地下道等（注4）においては、できる限り防犯ベル等の防犯設備を設置する。

2 公園

公園内で発生する犯罪や児童等への声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 公園内の植栽については、見通しに配慮した樹木の種類の選定及び配置とするとともに、下枝等の剪定により見通しを確保する。

イ 公園内への遊具の設置については、見通しに配慮した遊具の選定及び配置とする。

(2) 照明設備

夜間、通路として日常的利用が想定される園路は、照明設備を適切に配置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。

(3) 便所

ア 配置

園路又は道路から近い場所等、周囲から見通しが確保された場所に設置する。

イ 照度の確保

建物の入り口付近又は内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保する。

(4) 防犯設備

公園内には必要に応じて、防犯ベルや赤色灯などの警報装置を設置する。

3 自動車駐車場

自動車駐車場において発生する自動車の盗難、車内にある金品の盗難、死角を利用した各種犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し周囲と区画する。

(2) 見通しの確保

ア フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

イ 見通しが悪く、死角になる箇所については、ミラー等を設置する。

ウ 見通しの補完設備として、防犯カメラを設置することが望ましい。

(3) 照明設備

ア 地下又は屋内の自動車駐車場については、照明設備を設置することにより、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

イ 屋外の駐車場については、照明設備を設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。

(4) 出入口

- ア 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入を管理することが望ましい。
- イ 夜間営業時間外には、出入口にはチェーン等を設置することにより、不審者等の侵入を防止することが望ましい。

(5) 管理者等

駐車場において見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置することが望ましい。

4 自転車駐車場

自転車駐車場において発生する自転車等の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者・対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど次の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し周囲と区画する。

(2) 見通しの確保

- ア フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。
- イ 見通しが悪く、死角になる箇所については、ミラー等を設置する。
- ウ 見通しの補完設備として、防犯カメラを設置することが望ましい。

(3) 照明設備

照明設備を設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保する。

(4) 管理者等

- ア 駐車場において見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置することが望ましい。
- イ 駐車場は、チェーン用バーラック（注6）、サイクルラック（注7）等の設置等自転車の盗難防止に有効な措置を講じることが望ましい。

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上）をいう。

(注3) 防犯灯は防犯を目的とした照明灯であり、道路法に規定する道路の付属物ではない。

(注4) 「地下道等」とは、地下道のほかガード下等の人や車が通行する道路をいう。

(注5) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度が概ね50ルクス以上）をいう。

(注6) 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属棒をいい、自転車とチェーン錠で結ぶことができるものをいう。

(注7) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有し、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。